税 務

都内署の消費税調査・審査・審理体制

基準額超の審理困難還付事案は消費税専門官(還付審査)が入念に審査

|要⋯約
※

》 消費税の還付申告税額が"基準額" を超えた申告書は「審理事案」と して回付され、さらに各署では審 理が十分にできないと判断された 申告書は「消費税専門官(還付審 査)」が還付前に入念な審査を実施 していることが判明。

還付事案をはじめ消費税調査を強化する 流れが鮮明となっているが、本誌取材によ り、都内税務署における令和6事務年度の 消費税調査専担部門の調査、審査及び審理 体制が分かった。東京上野、新宿、渋谷、 豊島の各税務署には消費税調査専担部門に 合計90名が配置されている。

まず、全管広域運営を担う「消費税特別調査部門」が東京上野署にのみ設けられ、17名が配置されている。消費税特別調査部門は、近年大きな問題となっている消費税の還付事案の中でも困難性が高く還付税額が大きい事案に対応する。一方、ブロック運営を担うのが「特別調査情報官」及び「消費税専門官(調査支援)」だ。このうち還付申告税額ではなく困難性に重点を置いて調査支援を行うのが消費税専門官(調査支援)であり、東京上野・新宿・渋谷・豊島の各署に4名ずつ配置されている。特別調査情報官(消費税担当)(新宿署・渋谷署に各7名、豊島署に10名)は幅広い事案に

対応している。

還付事案の審査に特化しているのが「消 費税専門官(環付審査) だ。東京上野署 に12名、新宿署に4名、渋谷署・豊島署に 各6名配置されている。還付申告税額の"基 準額"を超える申告書は業務センター等か ら「審理事案」として回付されるが、各署 では審理が十分に実施できないと判断され た申告書については、消費税専門官(還付 審査)が各署の担当に代わってお尋ね文書 を発送し、本来なら署の消費税担当又は調 査部門が行う環付前の審査を調査に準ずる 強度で行う。当然、審査には時間を要する ことになり、その分、還付処理も遅れるこ とになる。還付金の入金がないと資金が ショートするような法人や個人にとっては 脅威と言える。審査の結果、調査が必要と 判断した事案のうち、所轄署調査部門で着 手すべき事案については、東京国税局法人 課税課から所轄署法人1統括官に連絡する とともに、消費税専門官(環付審査)が環 付審査の内容や調査におけるポイント等を 所轄署に個別に説明する。所轄署において は、担当部門に加え、必要に応じ筆頭部門 等の支援を得る形で調査体制を構築する。

このほか、消費税の審理を専門とする 「消費税専門官(不正還付)」が東京上野署 に2名、新宿・渋谷・豊島の各署に1名ず つ配置されている。